

「ドコモでんき」電力販売に関する重要事項説明

このたびは、株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます。）が取次として販売し、NTTアノードエナジー株式会社（以下「本小売電気事業者」といいます。）が小売電気事業者として電気を供給する「ドコモでんき」をお申込みいただき、ありがとうございます。本書面（以下「本重要事項説明書」といいます。）では、電気事業法第2条の13に基づき、「ドコモでんき」のご提供にあたり、お客さまにあらかじめご確認いただきたい事項を説明しております。「ドコモでんき供給約款」（以下「約款」といいます。）、本重要事項説明書、「ドコモでんき dポイント提供条件」およびお客さまの供給地点を管轄する一般送配電事業者（以下「一般送配電事業者」といいます。）が定める「託送供給等約款」に記載の内容にあらかじめご了承ください。

■小売電気事業者（電気の供給者）

NTTアノードエナジー株式会社（登録番号：A0653）

- ・電気の供給は、本小売電気事業者から行われます。
- ・本小売電気事業者の連絡先：<https://www.ntt-ae.co.jp/contact/>

■取次事業者（お客さまとの需給契約の契約者）

株式会社NTTドコモ

- ・本小売電気事業者による電力供給を取次し、お客さまと電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）を締結します。

■お問い合わせ先

お問い合わせの内容	連絡先		時間帯
「ドコモでんき」のお申込み、ご契約等に関するお問い合わせ先	ドコモでんきセンター	0120-048-360*	午前9:00～午後8:00 （年中無休）
停電などに関するお問い合わせ	一般送配電事業者が公表しております。		

※一部のIP電話からは接続できない場合があります。

お申込み方法

- ・原則、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によりお申込みいただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等によるお申込みを受け付けることがあります。
料金プラン、契約種別、供給電気方式、需要場所（供給地点特定番号を含む。）、契約電流、契約容量、最大需要容量、使用開始予定日、連絡先となる電話番号、料金の支払方法、その他当社が別途指定した事項
- ・当社は、次の場合その他必要がある場合には、そのお申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) お客さまが、需給契約のお申込みやその他の場合に、お客さまの氏名、住所およびその他お申込みの内容について、虚偽のお申出を行った場合。
 - (2) お客さまが、他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の支払期日を経過してなお、料金をお支払いいただけない場合。
 - (3) お客さまが当社と契約している回線契約（以下「回線契約」といいます。）およびその他のサービスについて、支払期日を経過してなお、料金をお支払いいただけない場合。
 - (4) お客さまが法人の場合。
- ・上記に関わらず、お客さまの需要場所が高圧一括受電に該当する場合、現在のお客さまの需給契約の内容がオール電化プランに該当する場合等は、お申込みをお断りさせていただくことがあります。
- ・需給契約のお申込みにあたっては、当社が別に定めるdアカウント規約に定めるdアカウントが必要です。

供給開始予定日

- ・小売電気事業者の切替の場合は、「ドコモでんき」の供給開始日は、原則として、次回検針日または計量日といたします。ただし、申込日翌日から起算して、次回検針日または計量日までの日数が14日未満の場合は、供給開始日は次次回検針日または計量日といたします。具体的な供給開始予定日は、「ドコモでんき 契約申込書」等にてお客さまにお知らせいたします。
- ・小売電気事業者の切替の場合において、お申込み時のお客さま情報の誤り等があった場合や物件の特性によっては、前項に関わらず、所定の手続きに時間を要し、次回以降の検針日または計量日となる場合があります。
- ・お引越等により新たに電気の供給を受ける場合は、お申込み時にお申出の希望日または別途当社とお客さまの間で協議した日といたします。
- ・供給開始予定日の直前にお申込みをキャンセルされる場合、キャンセルのお手続きに必要な時間を十分に確保できず、需給契約の供給が開始してしまう場合がありますので、ご注意ください。

契約期間

- ・需給契約は、当社が、お客さまからのお申込みを承諾したときに、お客さまと当社の間で成立します。契約期間は、需給契約が成立した日から、廃止または解約により需給契約が消滅する日までといたします。
- ・需給契約のお申込みの内容に誤りがある等の原因により、一般送配電事業者から託送供給契約締結に必要な承諾を得られないことが明らかとなった場合には、需給契約は当初にさかのぼってその効力を失います。

料金の算定期間・算定方法

- (1) 料金は、基本料金（または最低料金）、電力量料金および別途当社が定めるところによって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、まったく電気を使用しない場合は半額とし、電力量料金は、別途当社が定めるところによって算定された燃料費調整額（九州エリアにあっては、離島ユニバーサルサービス調整額を含みます。）を加算または減算したものといたします。お客さまに適用される基本料金単価（または最低料金）および電力量料金単価は、後述の「料金表」をご参照ください。再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定に使用する再生可能エネルギー発電促進賦課金単価および燃料費調整額は、毎月当社ホームページでお知らせいたします。
- (2) 料金の算定期間は、「1月」を単位として算定し、前月の検針日または計量日から当月の検針日または計量日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始した月の料金の算定期間は、供給開始日から直後の検針日または計量日の前日までの期間とし、需給契約が終了した月の料金の算定期間は、直前の検針日または計量日から終了日の前日までの期間といたします。

工事に伴う費用の負担

- ・供給開始にあたって、一般送配電事業者から、お客さまに電気を供給するために必要な設備を本小売電気事業者の負担で施設することの費用負担を本小売電気事業者が求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

- ・その他お客さまの都合に基づく事情により本小売電気事業者が一般送配電事業者から工事費等費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

料金プラン

- ・料金プランは、お客さまのご希望に応じて、「ドコモでんきBasic（ベーシック）」、「ドコモでんきGreen（グリーン）」のいずれかを適用します。「ドコモでんきBasic（ベーシック）」、「ドコモでんきGreen（グリーン）」については、契約電流、契約容量または最大需要容量にもとづいて、Mプラン、Lプランのいずれかを適用いたします。
- ・「ドコモでんきGreen（グリーン）」は、ご使用いただく電気（LNG火力等を含む電源から調達した電気）の全量に再生可能エネルギー指定の非化石証書を付すことで、実質再生可能エネルギー100%の電気を提供するプランです。
毎年度の電源構成等については、当社ホームページ（<https://denki.docomo.ne.jp/power-proportion/>）をご確認ください。

契約電流、契約容量

- ・Mプラン（北海道/東北/関東/中部/北陸/九州エリア*：従量電灯B相当）
契約電流（アンペア）は、お客さまのお申出によって定めるものとし、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかといたします。
※Mプラン（関西/中国/四国エリア：従量電灯A相当）については、契約電流、契約容量に基づいた基本料金を適用せず、一定限度の使用電力量（キロワット時）までは一定の料金（最低料金）を適用いたします。なお、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満のお客さまを対象といたします。
- ・Lプラン（北海道/東北/関東/中部/北陸/九州エリア：従量電灯C相当、関西/中国/四国エリア：従量電灯B相当）
契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき約款等に定める算定方法により算定した値とし、6キロボルトアンペア以上、50キロボルトアンペア未満の場合に適用いたします。

標準電圧

- ・100ボルトまたは200ボルトとなります。

周波数

- ・周波数は、一般送配電事業者の託送供給等約款によるものとし、原則、北海道/東北/関東エリアについては標準周波数50ヘルツとし、中部/北陸/関西/中国/四国/九州エリアについては標準周波数60ヘルツといたします。

供給エリア

- ・「ドコモでんきBasic（ベーシック）」、「ドコモでんきGreen（グリーン）」の供給エリアは、次の地域といたします。ただし、電気事業法第2条1項第8号イに定める離島には提供いたしません。

供給エリア	供給区域となる地域
北海道エリア	北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域である北海道
東北エリア	東北電力ネットワーク株式会社の供給区域である、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県
関東エリア	東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域である、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）
中部エリア	中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域である、愛知県、岐阜県（一部を除く）、三重県（一部を除く）、静岡県（富士川以西）、長野県
北陸エリア	北陸電力送配電株式会社の供給区域である、富山県、石川県、福井県（一部を除く）、岐阜県の一部
関西エリア	関西電力送配電株式会社の供給区域である、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除く）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部
中国エリア	中国電力ネットワーク株式会社の供給区域である、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部
四国エリア	四国電力送配電株式会社の供給区域である、徳島県、高知県、香川県（一部を除く）、愛媛県（一部を除く）
九州エリア	九州電力送配電株式会社の供給区域である、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

検針日または計量日

- ・検針日または計量日は、一般送配電事業者が、託送供給等約款に定める検針日または計量日といたします。

使用電力量の計量方法

- ・お客さまが使用する電力量は、原則として、一般送配電事業者によって設置された計量器により計量された値とし、原則30分毎に計測いたします。

日割計算

- ・料金の算定期間中に需給契約の開始や終了、料金プラン、契約種別の変更、契約容量の変更があった場合は、日割計算をいたします。

支払方法

- ・回線契約をご契約いただいているお客さまは、料金を、当社が別途定める支払期日までに回線契約のご利用料金と併せてお支払いいただきます。この場合、支払方法、支払期日および請求方法等は、回線契約に係る契約約款の定めを準用するものとします。
- ・回線契約をご契約いただいていないお客さまは、料金を、当社が別途定める支払期日までに口座振替、クレジットカード払いまたは当社所定の払込票（請求書）によりお支払いいただきます。
- ・回線契約をご契約いただいていないお客さまが料金を払込票（請求書）によりお支払いいただく場合は、請求書発行手数料として、165円（税込）/通をお支払いいただきます。
- ・料金のご請求は、検針日または計量日が属する月の翌々月（以下「請求月」といいます。）となります。検針等のスケジュールその他の都合により、ご請求が翌々月以降になる場合がございます。
- ・回線契約をご契約いただいていないお客さまが、料金を口座振替または払込票（請求書）によりお支払いいただく場合で、お客さまに奇数月にご請求する料金が、当社が別に定める額に満たない場合は、当該奇数月にご請求する料金と、その翌月にご請求する料金を合算して、当該翌月に請求する場合がございます。なお、毎月の請求を希望される場合は、「翌月合算請求拒否」をお申出ください。
- ・工事費が発生した場合は、本小売電気事業者または一般送配電事業者が指定する方法によりお支払いいただきます。

立ち入り業務へのお客さまのご協力

- ・当社、本小売電気事業者または一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得たうえでお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
 - (1) 一般送配電事業者の供給設備等の設計、施工、改修または検査およびお客さまの電気工作物の検査等
 - (2) 計量器の検針または計量値の確認・需給契約の廃止または解約等により必要な処置

- ・(3) 保安の維持、不正な電気の使用の防止等に必要な、一般送配電事業者ならびにお客さま電気設備の確認、検査等

保安等に関するお客さまのご協力

- ・お客さまは以下の場合に、一般送配電事業者にすみやかにその旨を通知していただきます。
 - (1) お客さまが、お客さまの土地、建物に設置された一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障がある、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - (2) お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

電気の供給の中止または使用の制限もしくは中止

- ・以下の場合には、供給時間中に、一般送配電事業者により電気の供給を中止される、または一般送配電事業者もしくは当社の要請に基づきお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - (1) 異常漏水等により電気の需給上やむをえない場合
 - (2) 本小売電気事業者または一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - (3) 本小売電気事業者または一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - (4) 非常変災の場合
 - (5) その他保安上必要がある場合

書面の交付等

- ・約款は、当社ホームページに掲載 (<https://denki.docomo.ne.jp/terms/>) しております。また、お客さまと当社との間で契約が成立した場合、電気事業法第2条の14に基づく需給契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、当社が適切と判断した方法(電子メールの送信、ウェブサイトのページへの掲載、CD-ROM等の記録媒体による方法を含みます。以下同じとします。)によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、この点につきあらかじめ承諾していただきます。

お客さまからの需給契約の変更

- ・契約電流、契約容量、料金プランおよび契約種別の変更は、原則検針期間内で1度までといたします。
- ・小売電気事業者の切替のお申込みと同時に、契約電流、契約容量をお申込み時点の小売電気事業者との契約電流、契約容量から変更することはできません。

お客さまからの需給契約の解約

- ・お客さまがお引越し等によって需給契約を廃止される場合、事前に電気の使用停止日を定め、当社にご連絡をいただくことで、需給契約を廃止することができます。その場合のご連絡は、お近くのドコモショップおよびドコモでんきセンター(0120-048-360)にて承ります。他の小売電気事業者への切替による需給契約廃止の場合は、当社にご連絡いただく必要はありません。切替先の小売電気事業者にご連絡ください。

需給契約の変更、終了に伴うお客さまの負担

- ・お客さまが、契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を終了しようとし、または契約電流もしくは契約容量を減少しようとする場合、お客さまは、当社が別途定めるところにより算出された額を契約の終了または変更の日に、お支払いいただく場合があります。詳細は、当社ホームページ (<https://denki.docomo.ne.jp/terms/>) より、約款をご参照ください。

当社からの需給契約の変更および解除

- ・以下のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解除する場合があります。なお、この場合には、当社が送付する契約解除予告書により、契約を解除する15日前までに解除日を明示し、お客さまに通知いたします。
 - (1) お客さまが支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない場合。
 - (2) お客さまが他の契約(既に消滅しているものを含みます。)の支払期日を経過してなお、料金をお支払いいただけない場合。
 - ※なお、支払期日を経過した場合に、契約解除予告書に記載した指定期日までに当社サービス(「ドコモでんき」および回線契約その他のサービス)のご利用料金をお支払いいただけない場合は、指定期日から解約予定日の間にお支払いをいただいたとしても需給契約は解除されるため、あらかじめご了承ください。
 - (3) お客さまが当社と契約している回線契約およびその他のサービスについて、支払期日を経過してなお、料金をお支払いいただけない場合。
 - (4) その他約款によってお客さまが負う義務を履行されない場合。
 - ※上記の場合、当社から本小売電気事業者、一般送配電事業者にお客さまの氏名、住所、連絡先等の情報を提供する場合があります。
- ・お客さまが、需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。
- ・需給契約の解約・消滅に伴って、無契約状態となった場合は、一般送配電事業者により電気の供給が停止される場合があります。

当社と本小売電気事業者との取次契約終了に伴う契約の変更等

- ・当社と本小売電気事業者の取次委託契約が解除その他の理由により終了した場合、需給契約を終了させていただくか、または、お客さまの需給契約の相手方が当社から本小売電気事業者または本小売電気事業者が指定する第三者に変更となります。この場合、当社は、あらかじめその旨をお客さまに、当社が適切と判断した方法により通知するものとし、お客さまには需給契約の終了または需給契約の相手方の変更に必要な協力をいただくことといたします。需給契約の相手方に変更が生じた場合は、遅滞なく本小売電気事業者または本小売電気事業者が指定する第三者はその旨をお客さまに当社が適切と判断する方法により通知するものとし、原則として変更後の供給条件は変更前の供給条件と同等といたします。

適正契約の保持

- ・本小売電気事業者が、一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不相当であるとして、その契約を適正なものに変更することを求められたときは、お客さまは、その求められた内容に従い、すみやかに需給契約を適正なものに変更していただきます。

他の小売電気事業者から当社への切替

- ・小売電気事業者の切替により、「ドコモでんき」をご契約いただく場合には、違約金等解約に伴う不利益事項が発生する場合があります。現在の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。
- ・現在お客さまがご契約の需給契約の内容(オール電化プラン等)によっては、「ドコモでんき」に切り替えることによって、月々の料金が高くなる可能性がありますので、ご注意ください。

需給契約の変更

- ・需給契約変更の効力発生
当社は約款を変更する場合があります。この場合、あらかじめ、約款を変更する旨、変更後の内容およびその効力発生時期を当社が適切と判断した方法により周知することといたします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、料金その他供給条件は、変更後の約款によります。

- ・需給契約変更の際の説明義務・書面交付義務について
約款の変更にともない需給契約を変更する場合など、需給契約を変更する場合において、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、以下の方法により行うことについて、お客さまにあらかじめ承諾していただきます。
- (1) 供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、当社が適切と判断した方法により行います。この場合、当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
- (2) 契約変更後の書面交付については、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (3) 上記に関わらず、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他、供給条件の実質的な変更をとまなわない内容である場合、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

スマートメーターへの交換等

- ・お客さまの供給地点に設置されている計量器がアナログメーターの場合は、スマートメーターへ取り替える必要があります。当該取替工事の際、お客さまの土地または建物への立ち入りおよび工事を実施いたします。取替工事は一般送配電事業者または一般送配電事業者が委託する工事店にて行います。その際、原則事前に一般送配電事業者または施工会社よりご連絡をさせていただきます。なお、取替工事に際してドコモでんきへの切替のためであることは告げられませんのでご了承ください。
- ・当該取替工事の際、原則、お客さまのお立ち会いは必要ありません。

個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについては、当社が別に定めるNTTドコモプライバシーポリシー (<https://www.nttdocomo.co.jp/utility/privacy/>) および「パーソナルデータの取扱いに関する同意事項」、ならびに本小売電気事業者が別に定めるNTTアノードエナジープライバシーポリシー (<https://www.ntt-ae.co.jp/privacy/>) によります。

ドコモでんきサイト

- ・ご利用いただくには、当社が別に定めるdアカウント規約に基づき発行されたdアカウントが必要となります。
- ・使用電力量の推移・料金予測等のご利用状況を、年別(5年分)/月別(12か月分)/日別(31日分)でご確認いただけます。
- ・請求情報を、過去5か月分でご確認いただけます。5か月以前以前の請求情報を確認したい場合は、ご利用料金確認サイトをご利用ください。
- ・ドコモでんきサイトで表示された料金はスマートメーターの速報使用電力量データに基づき算定していますので、設置前のデータや、速報データの欠損等の原因により、実際の料金と異なる場合があります。参考情報としてご活用ください。
- ・電気の供給開始日の翌日以降から使用電力量の確認が可能になります。また、一般送配電事業者の作業等の影響により、電気の供給開始日からご確認をいただけるようになるまでに数日を要する場合があります。
- ・スマートメーターが設置されていない場合やスマートメーターの通信環境により、ご利用状況目安をご確認いただけない場合があります。
- ・「ドコモでんき」を解約した場合も、過去5か月の請求書をドコモでんきサイトでご確認いただけます。

dポイント提供条件

- ・当社は、お客さまが当社が別に定める「dポイントクラブ会員」の場合、お客さまの契約状況および料金に応じ、以下のポイント提供条件表および当社が別に定める「ドコモでんき dポイント提供条件」に基づき計算されたdポイント(以下「本付与ポイント」といいます。))を、お客さまに進呈します。なお、進呈数を計算する際のポイント進呈対象料金の最小単位は100円とし、100円未満が生じる場合は切り捨てるものとしたします。
- ・当社は、当社が本付与ポイントを付与する日の属する月の前月の末日(以下「還元率判定日」といいます。))の時点において、約款に定める料金の算定期間における料金のうち燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税および地方消費税相当額を除いた額(以下「対象額」といいます。))に応じて、対象額に下表の還元率(以下「還元率」といいます。))を乗じることにより得られた金額に基づき、前項の定めに従い本付与ポイントのポイント数を計算します。なお、当該計算にあたり、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
- ・**お客さまに対する本付与ポイントの付与は、原則として、料金に係る請求月の月末までに行います。ただし、対象額または本付与ポイントの算定等における特別の事情がある場合は、その限りではありません。**
- ・次の各号のいずれかに該当した場合、本付与ポイントの進呈は行いません。
 - (1) 当社が本付与ポイントを付与する日の属する月の初日または本付与ポイントの付与時点で、お客さまがdポイントクラブ会員ではないとき。
 - (2) その他、当社の業務遂行上支障があるときまたは当社が不適当と判断したとき。
- ・その他、ポイント付与の詳細は、「ドコモでんき dポイント提供条件」によります。

(dポイント提供条件表)

プラン名	ドコモでんきBasic(ベーシック)			ドコモでんきGreen(グリーン)		
回線契約等	2019年10月以降の料金プラン等 (5Gギガホプレミア・ギガライト、ahamo等)及び OCN モバイル ONE※1		2019年 10月以前の 料金プラン	他社 回線	2019年10月以降の料金プラン等 (5Gギガホプレミア・ギガライト、ahamo等)及び OCN モバイル ONE※1	
dカード契約※2	dカードGOLD	dカードGOLD以外			dカードGOLD	dカードGOLD以外
ポイント還元	3%		2%		10%	5%
					3%	

※1 お客さまが、OCN モバイル ONEをご契約の場合は、キャリアフリーdアカウントとNTTレゾナントの発行するOCN IDを連携のうえNTTレゾナントから当社へのお客さま情報の提供に関する規約に同意・登録していることが必要です。還元率判定日時点で同意・登録いただいていない場合は、他社回線相当の還元率となります。

※2 dカードGOLDとの連携によりポイント還元を受けるお客さまは、還元率判定日の時点で、需給契約が紐づいている回線契約を、dカードGOLDのご利用電話番号として登録いただいている必要があります。OCN モバイル ONEをご契約のお客さまがdカードGOLDとの連携によりポイント還元を受けるためには、OCN モバイル ONEの回線契約に紐づいて管理されるキャリアフリーdアカウントにdカードGOLDが紐づいていることが必要です。

その他

- ・支払期日を経過してなお、料金をお支払いいただけない場合、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息をお支払いいただくことがあります。
- ・当社は、お客さまが電気を不正に使用し料金の支払いを免れた場合、支払いを免れた金額の3倍に相当する金額を違約金として、お客さまに請求することがあります。
- ・お客さまが故意または過失によって、電気ご使用場所内の一般送配電事業者の電気工作物等の設備を損傷・亡失した場合は、その設備について修理費等を賠償していただきます。
- ・当社および本小売電気事業者に故意または過失がある場合を除き、当社および本小売電気事業者は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。
- ・この書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。その他詳細事項等は、当社ホームページ (<https://denki.docomo.ne.jp/terms/>) より約款等をご覧ください。

料金表(すべて税込表示)

(1) 北海道エリア

Mプラン(従量電灯B相当)

	区分	単位	ベーシック	グリーン
基本料金	契約電流10A	1契約	341円00銭	ベーシック+500円
	契約電流15A	1契約	511円50銭	ベーシック+500円
	契約電流20A	1契約	682円00銭	ベーシック+500円
	契約電流30A	1契約	1,023円00銭	ベーシック+500円
	契約電流40A	1契約	1,364円00銭	ベーシック+500円
	契約電流50A	1契約	1,705円00銭	ベーシック+500円
	契約電流60A	1契約	2,046円00銭	ベーシック+500円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	23円97銭	
	120kWhをこえ280kWhまで	1kWh	30円26銭	
	280kWh超過分	1kWh	33円98銭	
最低月額料金		1契約	250円80銭	ベーシック+500円

Lプラン(従量電灯C相当)

	区分	単位	ベーシック	グリーン
基本料金		1kVA	341円00銭	ベーシック+500円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	23円97銭	
	120kWhをこえ280kWhまで	1kWh	30円26銭	
	280kWh超過分	1kWh	33円98銭	

(2) 東北エリア

Mプラン(従量電灯B相当)

	区分	単位	ベーシック	グリーン
基本料金	契約電流10A	1契約	330円00銭	ベーシック+500円
	契約電流15A	1契約	495円00銭	ベーシック+500円
	契約電流20A	1契約	660円00銭	ベーシック+500円
	契約電流30A	1契約	990円00銭	ベーシック+500円
	契約電流40A	1契約	1,320円00銭	ベーシック+500円
	契約電流50A	1契約	1,650円00銭	ベーシック+500円
	契約電流60A	1契約	1,980円00銭	ベーシック+500円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	18円58銭	
	120kWhをこえ300kWhまで	1kWh	25円33銭	
	300kWh超過分	1kWh	29円28銭	
最低月額料金		1契約	261円80銭	ベーシック+500円

Lプラン(従量電灯C相当)

	区分	単位	ベーシック	グリーン
基本料金		1kVA	330円00銭	ベーシック+500円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	18円58銭	
	120kWhをこえ300kWhまで	1kWh	25円33銭	
	300kWh超過分	1kWh	29円28銭	

(3) 関東エリア

Mプラン(従量電灯B相当)

	区分	単位	ベーシック	グリーン
基本料金	契約電流10A	1契約	286円00銭	ベーシック+500円
	契約電流15A	1契約	429円00銭	ベーシック+500円
	契約電流20A	1契約	572円00銭	ベーシック+500円
	契約電流30A	1契約	858円00銭	ベーシック+500円
	契約電流40A	1契約	1,144円00銭	ベーシック+500円
	契約電流50A	1契約	1,430円00銭	ベーシック+500円
	契約電流60A	1契約	1,716円00銭	ベーシック+500円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	19円88銭	
	120kWhをこえ300kWhまで	1kWh	26円48銭	
	300kWh超過分	1kWh	30円57銭	
最低月額料金		1契約	235円84銭	ベーシック+500円

Lプラン(従量電灯C相当)

	区分	単位	ベーシック	グリーン
基本料金		1kVA	286円00銭	ベーシック+500円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	19円88銭	
	120kWhをこえ300kWhまで	1kWh	26円48銭	
	300kWh超過分	1kWh	30円57銭	

(4) 中部エリア

Mプラン(従量電灯B相当)

	区分	単位	ベーシック	グリーン
基本料金	契約電流10A	1契約	286円00銭	ベーシック+500円
	契約電流15A	1契約	429円00銭	ベーシック+500円
	契約電流20A	1契約	572円00銭	ベーシック+500円
	契約電流30A	1契約	858円00銭	ベーシック+500円
	契約電流40A	1契約	1,144円00銭	ベーシック+500円
	契約電流50A	1契約	1,430円00銭	ベーシック+500円
	契約電流60A	1契約	1,716円00銭	ベーシック+500円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	21円04銭	
	120kWhをこえ300kWhまで	1kWh	25円51銭	
	300kWh超過分	1kWh	28円46銭	
最低月額料金		1契約	258円24銭	ベーシック+500円

Lプラン(従量電灯C相当)

	区分	単位	ベーシック	グリーン
基本料金		1kVA	286円00銭	ベーシック+500円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	21円04銭	
	120kWhをこえ300kWhまで	1kWh	25円51銭	
	300kWh超過分	1kWh	28円46銭	

(5) 北陸エリア

Mプラン(従量電灯B相当)

	区分	単位	ベーシック	グリーン
基本料金	契約電流10A	1契約	242円00銭	ベーシック+500円
	契約電流15A	1契約	363円00銭	ベーシック+500円
	契約電流20A	1契約	484円00銭	ベーシック+500円
	契約電流30A	1契約	726円00銭	ベーシック+500円
	契約電流40A	1契約	968円00銭	ベーシック+500円
	契約電流50A	1契約	1,210円00銭	ベーシック+500円
	契約電流60A	1契約	1,452円00銭	ベーシック+500円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	17円84銭	
	120kWhをこえ300kWhまで	1kWh	21円73銭	
	300kWh超過分	1kWh	23円44銭	
最低月額料金		1契約	181円30銭	ベーシック+500円

Lプラン(従量電灯C相当)

	区分	単位	ベーシック	グリーン
基本料金		1kVA	242円00銭	ベーシック+500円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	17円84銭	
	120kWhをこえ300kWhまで	1kWh	21円73銭	
	300kWh超過分	1kWh	23円44銭	

(6) 関西エリア

Mプラン(従量電灯A相当)

	区分	単位	ベーシック	グリーン
最低料金	最初の15kWhまで	1契約	341円01銭	ベーシック+500円
電力量料金	15kWhをこえ120kWhまで	1kWh	20円31銭	
	120kWhをこえ300kWhまで	1kWh	25円71銭	
	300kWh超過分	1kWh	28円70銭	

Lプラン(従量電灯B相当)

	区分	単位	ベーシック	グリーン
基本料金		1kVA	396円00銭	ベーシック+500円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	17円91銭	
	120kWhをこえ300kWhまで	1kWh	21円12銭	
	300kWh超過分	1kWh	23円63銭	

(7) 中国エリア

Mプラン(従量電灯A相当)

	区分	単位	ベーシック	グリーン
最低料金	最初の15kWhまで	1契約	336円87銭	ベーシック+500円
電力量料金	15kWhをこえ120kWhまで	1kWh	20円76銭	
	120kWhをこえ300kWhまで	1kWh	27円44銭	
	300kWh超過分	1kWh	29円56銭	

Lプラン(従量電灯B相当)

	区分	単位	ベーシック	グリーン
基本料金		1kVA	407円00銭	ベーシック+500円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	18円07銭	
	120kWhをこえ300kWhまで	1kWh	24円16銭	
	300kWh超過分	1kWh	26円03銭	

(8) 四国エリア

Mプラン(従量電灯A相当)

	区分	単位	ベーシック	グリーン
最低料金	最初の11kWhまで	1契約	411円40銭	ベーシック+500円
電力量料金	11kWhをこえ120kWhまで	1kWh	20円37銭	
	120kWhをこえ300kWhまで	1kWh	26円99銭	
	300kWh超過分	1kWh	30円50銭	

Lプラン(従量電灯B相当)

	区分	単位	ベーシック	グリーン
基本料金		1kVA	374円00銭	ベーシック+500円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	16円97銭	
	120kWhをこえ300kWhまで	1kWh	22円50銭	
	300kWh超過分	1kWh	25円42銭	

(9) 九州エリア

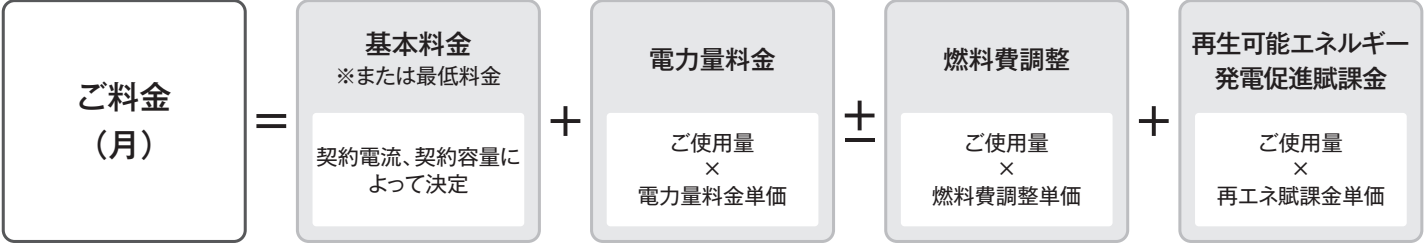
Mプラン(従量電灯B相当)

	区分	単位	ベーシック	グリーン
基本料金	契約電流10A	1契約	297円00銭	ベーシック+500円
	契約電流15A	1契約	445円50銭	ベーシック+500円
	契約電流20A	1契約	594円00銭	ベーシック+500円
	契約電流30A	1契約	891円00銭	ベーシック+500円
	契約電流40A	1契約	1,188円00銭	ベーシック+500円
	契約電流50A	1契約	1,485円00銭	ベーシック+500円
	契約電流60A	1契約	1,782円00銭	ベーシック+500円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	17円46銭	
	120kWhをこえ300kWhまで	1kWh	23円06銭	
	300kWh超過分	1kWh	26円06銭	
最低月額料金		1契約	314円79銭	ベーシック+500円

Lプラン(従量電灯C相当)

	区分	単位	ベーシック	グリーン
基本料金		1kVA	297円00銭	ベーシック+500円
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	17円46銭	
	120kWhをこえ300kWhまで	1kWh	23円06銭	
	300kWh超過分	1kWh	26円06銭	

計算例



※関西・中国・四国エリアでMプラン（最低料金制）を適用される場合、燃料費調整・再エネ賦課金については、各エリアの最低料金電力量（関西・中国:15kWh/四国:11kWh）までは、最低料金電力量分の燃料費調整額・再エネ賦課金をそれぞれ適用します。最低料金電力量を超過した分については、上図のとおりです。

<モデル>

例	エリア：関東エリア 契約種別：ドコモでんきBasic プラン：Mプラン（契約電流：40A） 使用量：330kWh	エリア：関西エリア 契約種別：ドコモでんきBasic プラン：Mプラン 使用量：320kWh
	燃料費調整単価：12.99円/kWh ^{※1} 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価：3.45円/kWh ^{※1}	燃料費調整単価（最初の15kWhまで）：163.60円 ^{※1} 燃料費調整単価（15kWh超過分）：10.91円/kWh ^{※1} 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（最初の15kWhまで）：51.75円/kWh ^{※1} 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（15kWh超過分）：3.45円/kWh ^{※1}
基本料金または最低料金	（基本料金）1,144円 ^{※2}	（最低料金）341円 ^{※2}
電力量料金	・最初の120kWhまで： 19.88円/kWh × 120kWh = 2,385円 ^{※2} ・120kWhをこえ300kWhまで： 26.48円/kWh × (300-120kWh) = 4,766円 ^{※2} ・300kWh超過分： 30.57円/kWh × (330-300kWh) = 917円 ^{※2} ・電力量料金合計：8,068円	・15kWhをこえ120kWhまで： 20.31円/kWh × (120-15kWh) = 2,132円 ^{※2} ・120kWhをこえ300kWhまで： 25.71円/kWh × (300-120kWh) = 4,627円 ^{※2} ・300kWh超過分： 28.70円/kWh × (320-300kWh) = 574円 ^{※2} ・電力量料金合計：7,333円
燃料費調整額	12.99円/kWh × 330kWh = 4,286円 ^{※2}	・15kWhまで：163円 ^{※2} ・15kWh超過分： 10.91円/kWh × (320-15kWh) = 3,327円 ^{※2} ・燃料費調整額合計：3,490円
再生可能エネルギー 発電促進賦課金	3.45円/kWh × 330kWh = 1,138円 ^{※2}	・15kWhまで：51円 ^{※2} ・15kWh超過分： 3.45円/kWh × (320-15kWh) = 1,052円 ^{※2} ・再生可能エネルギー発電促進賦課金合計：1,103円
ご請求金額	14,636円	12,267円

※1 2023年1月時点
※2 小数点切り下げ。

パーソナルデータの取扱いに関する同意事項

株式会社 NTT ドコモ(以下「ドコモ」といいます。)は、「ドコモでんき」の提供にあたり取得する情報を、「ドコモでんき」のサービスの提供、ドコモおよび提携先の商品・サービスのご案内・ご提案ならびにマーケティング活動等の利用目的の他ドコモがパーソナルデータの取扱いに関する方針として別途定める「NTT ドコモプライバシーポリシー」(<https://www.nttdocomo.co.jp/utility/privacy/>)に従って取り扱います。

NTT アノードエナジー株式会社(「ドコモでんき」における小売電気事業者をいいます。以下「アノードエナジー」といいます。)は、ドコモが委託を受けた取次業務の中で取得したお客さまの情報を含め、小売電気事業の運営にあたり取得したお客さまの情報を、個人情報の取扱いに関する方針として別途定める「NTT アノードエナジー プライバシーポリシー」(<https://www.ntt-ae.co.jp/privacy/>)に従って取り扱います。

● NTTアノードエナジー株式会社によるドコモへの第三者提供

アノードエナジーは、「ドコモでんき」の提供にあたって取得した以下の【提供情報】を、【提供先】に提供することがあります。

【提供情報】

使用電力量、ご利用料金、託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、計量日、契約状態、廃止措置方法等

【提供先】

株式会社 NTT ドコモ

【提供先における利用目的】

「NTT ドコモ プライバシーポリシー」に記載する目的で利用いたします。

例として以下の目的が含まれます

- ・「ドコモでんき」の提供のため
- ・マーケティング活動
- ・当社および提携先の商品・サービスのご案内・ご提案

● クレジットカード決済に伴う第三者提供（d払い以外）

ドコモは、利用規約等でクレジットカード払いに関する第三者提供に同意いただいた場合やその他ご利用いただくサービス等のお支払い方法をクレジットカード払いにされた場合には、クレジットカード決済のためにクレジットカード会社等へ第三者提供を行います。その内容は以下のとおりです。

【提供情報】

お客さまのクレジットカード決済に必要な範囲の個人情報

【提供先】

クレジットカード会社および決済代行会社

【提供先における利用目的】

クレジットカード決済のため

また、クレジットカード会社は、ご利用料金の支払いに利用されたクレジットカードの会員番号、有効期限の変更や更新に関する情報、決済情報(決済日時、加盟店名、決済金額)を、ドコモに提供することがあります。

● 債権譲渡に伴う情報の第三者提供

ドコモは、サービスのご利用料金にかかる債権の譲渡に付随して、以下に記載の【提供情報】を【提供先】に提供することがあります。

【提供情報】

ご利用料金の請求および回収のために必要な情報

例として以下の情報が含まれます

- ・氏名・住所・電話番号(契約者識別番号)・生年月日・性別等のお客さま情報、お客さまのサービスのご利用情報
- ・金融機関の口座番号・クレジットカードのカード番号等

【提供先】

ドコモが定める請求事業者(債権の譲渡先)

【提供先における利用目的】

お客さまのご利用料金の請求および回収のため

また、請求事業者は、ドコモが当該請求事業者に譲渡した債権に関する情報(当該請求事業者への支払状況に関するものであって、ドコモが別に定めるものに限り)を、ドコモに提供することがあります。

株式会社NTTドコモ（登録番号第74号）
お問い合わせ先（ドコモインフォメーションセンター）
【受付時間】午前9：00～午後8：00（年中無休）

ドコモの携帯電話
専用窓口（無料）

151

※一般電話などからはご利用になれません。

一般電話などから

0120-800-000

※一部のIP電話からは接続できない場合があります。

受付店舗名	連絡先	届出番号